

所沢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）について

1. はじめに

所沢市議会では、平成24年に所沢市議会議員政治倫理条例を施行しました。しかし、9年の時を経てセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、暴力団及び反社会的勢力との係りなど新たな課題が浮上しています。一部の他市議会においては、こうした事案が発生し市民からの信頼を失う事態となっています。

所沢市議会としては現行の政治倫理条例を一部改正し、今日的課題に対応する必要性に迫られていることから、条例改正を行うものです。

（参考）所沢市議会基本条例
（議員の政治倫理）

第25条 議員の政治倫理は、所沢市議会議員政治倫理条例（平成23年条例第41号）に定めるところによる。

2. 改正内容

改正後	改正前
<p>（行為規範） 第5条 議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）市民全体の代表者として、品位と名誉を保ち、議会に<u>対する市民の信頼を損なわないこと。</u></p> <p>（2）<u>刑事事件に係る行為又は不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。</u></p>	<p>（行為規範） 第5条 議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような<u>刑事事件等一切の行為又はその行為に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) 政治活動に関して、特定の個人や企業、団体等から一切寄附等を受けないものとし、議員の後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。</p> <p>(4) 特定の個人や企業、団体等のために有利な取り計らいをする等、その地位を利用して職務の公正を疑われるような金品の授受及び言動をしないこと。</p> <p>(5) 市職員の採用に関して、推薦又は紹介をしないこと。</p> <p>(6) <u>セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害の恐れのある行為をしないこと。</u></p> <p>(7) <u>議員は、所沢市暴力団排除条例（平成24年9月28日条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者と利害関係を持たないこと。</u></p>	<p>(2) 政治活動に関して、特定の個人や企業、団体等から一切寄附等を受けないものとし、議員の後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。</p> <p>(3) 特定の個人や企業、団体等のために有利な取り計らいをする等、その地位を利用して職務の公正を疑われるような金品の授受及び言動をしないこと。</p> <p>(4) 市職員の採用に関して、推薦又は紹介をしないこと。</p>

改正前の第5条(1)は、2つの事例が含まれており分かりにくい文章となっています。よって、文章を別建てにしました。

改正後の第5条(6)として、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害の恐れのある行為を禁止する条項を規定しました。

改正後の第5条(7)として、所沢市暴力団排除条例に規定する暴力団及び社会的に非難されるべき関係を有する者との利害関係を持つことについて禁止する条項を規定しました。

2. 施行予定日

令和 年 月 日 施行予定

所沢市議会議員政治倫理条例新旧対照表

新	旧
<p>(行為規範)</p> <p>第5条 議員は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>市民全体の代表者として、品位と名誉を保ち、議会に対する市民の信頼を損なわないこと。</u></p> <p>(2) <u>刑事事件に係る行為又は不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。</u></p> <p>(3) 政治活動に関して、特定の個人や企業、団体等から一切寄附等を受けないものとし、議員の後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。</p> <p>(4) 特定の個人や企業、団体等のために有利な取り計らいをする等、その地位を利用して職務の公正を疑われるような金品の授受及び言動をしないこと。</p> <p>(5) 市職員の採用に関して、推薦又は紹介をしないこと。</p> <p>(6) <u>セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害の恐れのある行為をしないこと。</u></p> <p>(7) <u>議員は、所沢市暴力団排除条例(平成24年9月28日条例第32号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者と利害関係を持たないこと。</u></p>	<p>(行為規範)</p> <p>第5条 議員は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような刑事事件等一切の行為又はその行為に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</u></p> <p>(2) 政治活動に関して、特定の個人や企業、団体等から一切寄附等を受けないものとし、議員の後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。</p> <p>(3) 特定の個人や企業、団体等のために有利な取り計らいをする等、その地位を利用して職務の公正を疑われるような金品の授受及び言動をしないこと。</p> <p>(4) 市職員の採用に関して、推薦又は紹介をしないこと。</p>